

意見書第5号

日本国憲法の解釈改憲による集団的自衛権の行使に反対する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年6月18日提出

読谷村議会議長 新垣修幸 殿

提出者 読谷村議会議員 仲宗根 盛良

賛成者 読谷村議会議員 知花 徳栄

同 伊波 篤

同 大城 行治

同 上地 利枝子

同 城間 勇

同 津波古 菊江

同 上地 榮

同 伊佐 眞武

同 國吉 雅和

## 日本国憲法の解釈改憲による集団的自衛権の行使に反対する意見書

安倍首相は、安全保障に関する有識者懇談会の報告書を受け、5月15日の記者会見及び衆参それぞれの委員会で、日本国憲法を解釈変更により「集団的自衛権」の行使を認める方向性を表明した。

日本国憲法は、去る大戦の大きな反省の上に立って制定されたものである。

安倍政権は、国民の命を守るためと発し、安全保障環境が大きく激変していることを主張して、憲法解釈変更に動き出している。

これまでも歴代政府の見解は、集団的自衛権は保持していても行使を認めないという憲法解釈に立って来ている。ゆえに、多数の国民が支持している日本国憲法を時の一内閣の一存で解釈を変更し、集団的自衛権の行使は断じて許されない。

従来 of 国の立場を変更するのであれば、重大な国策の大転換を意味することから、国民をはじめ、近隣諸国、国際社会等への影響も含め、広く慎重な議論が必要である。

よって、読谷村議会は、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使に対し、立憲主義や憲法の基本原理である恒久平和、平和的生存権、戦争放棄の立場から改めて強く反対するとともに、集団的自衛権の行使を行わないよう要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月18日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長